

佐倉市指定管理者制度導入基本方針（平成20年4月18日策定）一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
I 方針の背景	I 方針の背景
<p>1 方針の背景</p> <p><u>地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により指定管理者制度が導入され、従来は公的団体に限られていた公の施設の管理を、民間事業者に任せることが可能となりました。</u></p> <p><u>佐倉市においては、佐倉市指定管理者制度導入基本方針（平成17年3月14日策定）において示された、「民間事業者やNPOの持つノウハウや創意工夫を活かして、既存施設を徹底的に活用し、価値を創出すること」を第一の目標として、個別法の規制がある施設を除いた全ての公の施設を検討対象とし、平成18年度から導入を開始しました。</u></p> <p><u>その後、平成20年度に導入方針の見直しを行い、佐倉市指定管理者制度導入基本方針第2版（平成20年4月18日策定）を策定し、「設置目的に基づく安定的かつ質の高いサービス提供」を目標として、平成26年度までに17種類65施設に指定管理者制度を導入しました。</u></p> <p><u>今回の佐倉市指定管理者制度導入基本方針の改正にあたっては、これまでの管理運営及び公募・選定の経験を踏まえて、必要な見直しを図ることとします。</u></p>	<p>1 方針の背景</p> <p><u>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理経費の節減等を図ることを目的とした制度です。</u></p> <p><u>佐倉市においては、平成18年4月からこの制度を順次導入し、一部の施設で指定管理者による管理運営を実施してきました。</u></p> <p><u>指定管理者制度では、国（法律）から具体的な実施手法が示されなかったため、全国の自治体において、少なからず試行錯誤しながら独自の仕組み作りに苦心してきました。当市においては、特に透明で公正な公募・選定を心がけ、また管理運営の面では、民間の創意工夫により施設を活性化させる方法を模索してきました。</u></p> <p><u>平成20年度には、多くの施設において最初の指定期間の終わりを迎え、次の期間における新たな指定管理者の公募・選定を行うこととなります。この「指定管理者制度導入基本方針（第2版）」では、これまで約2年の管理運営と4度の公募・選定の経験を踏まえ、より市民に満足していただける施設サービスと、望ましい公共施設のあり方を実現するための指定管理者制度への取り組みについて、あらためて検討することとします。</u></p>
2 基本姿勢 (略)	2 基本姿勢 (略)

II 導入施設等の検討	II 導入施設等の検討
<p>1 導入対象施設の検討 (略)</p> <p>【導入対象施設の検討フロー】 (略)</p> <p>①施設の有効性の確認</p> <p>指定管理者制度を導入するにあたっては、その施設を設置し運営することにより、政策や施策の目標が達成可能であることが大前提となります。</p> <p>まず「佐倉市総合計画」等に基づき、施策の目標を意識し、施設の設置がその達成手段として妥当かを点検するとともに、施設の使命や設置目的、目標とする状態を明確にします。また、利用率の増減、他の施設や民間での類似サービスの動向など、設置当初からの社会状況の変化を捉え、現在における施設の有効性を確認します。</p> <p>併せて、有効性が確認された施設については、受益と負担のあり方(利用者が受けるサービスに対する適正な利用料金の金額)について再検討を行います。</p> <p>施策の達成手段としての有効性が明確でない施設については、情勢を見極めながら、施設の目的の再定義や、他の手段での施策目標達成を検討します。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>1 導入対象施設の検討 (略)</p> <p>【導入対象施設の検討フロー】 (略)</p> <p>①施設の有効性の確認</p> <p>指定管理者制度を導入するにあたっては、その施設を設置し運営することにより、政策や施策の目標が達成可能であることが大前提となります。</p> <p>まず「第3次佐倉市総合計画・後期基本計画」等に基づき、施策の目標を意識し、施設の設置がその達成手段として妥当かを点検するとともに、施設の使命や設置目的、目標とする状態を明確にします。また、利用率の増減、他の施設や民間での類似サービスの動向など、設置当初からの社会状況の変化を捉え、現在における施設の有効性を確認します。</p> <p>併せて、有効性が確認された施設については、受益と負担のあり方(利用者が受けるサービスに対する適正な利用料金の金額)について再検討を行います。</p> <p>施策の達成手段としての有効性が明確でない施設については、情勢を見極めながら、施設の目的の再定義や、他の手段での施策目標達成を検討します。</p> <p>②～④ (略)</p>
<p>2 導入施設の単位</p> <p>1) 複合施設の取り扱い (略)</p>	<p>2 導入施設の単位</p> <p>1) 複合施設の取り扱い (略)</p>

<p>2) 複数施設の一括選定</p> <p>地理的に隣接する施設、性質及び利用者層が類似する施設、<u>同一の条</u> <u>例を根拠として多数存在する施設</u>など、複数の施設を一体的に管理運営することにより効率や効果の面でメリットが認められる場合は、一括して指定管理者を選定するものとします。</p> <p>ただし、複数の施設を一括することによって、応募可能な団体が著しく限定されることのないよう注意するほか、共同事業体による応募の活用などにも留意することとします。</p>	<p>2) 複数施設の一括選定</p> <p>地理的に隣接する施設、性質及び利用者層が類似する施設など、複数の施設を一体的に管理運営することにより効率や効果の面でメリットが認められる場合は、一括して指定管理者を選定するものとします。</p> <p>ただし、複数の施設を一括することによって、応募可能な団体が著しく限定されることのないよう注意するほか、共同事業体による応募の活用などにも留意することとします。</p>
<p>3 導入時期</p> <p>現在直営で管理している施設のうち、指定管理者制度の導入が適切と判断されたものについては、施設固有の問題点への対応、受け手となる事業者や NPO などの成熟度等も勘案し、順次、指定管理者制度を導入していくこととします。</p> <p>その際、複合施設又は複数施設における時期調整等にも留意することとします。</p>	<p>3 導入時期</p> <p>現在直営で管理している施設のうち、指定管理者制度の導入が適切と判断されたものについては、施設固有の問題点への対応、受け手となる事業者や NPO などの成熟度等も勘案し、順次、指定管理者制度を導入していくこととします。</p> <p>その際、<u>「佐倉市集中改革プラン」(計画年度：平成17年度～平成21年度)</u>における指定管理者制度導入の検討時期や、複合施設又は複数施設における時期調整等にも留意することとします。</p>

Ⅲ 制度の内容	Ⅲ 制度の内容
<p>1 公募の原則 (略)</p>	<p>1 公募の原則 (略)</p>
<p>2 公募による選定の特定</p> <p>指定管理者を公募を行わずに<u>選定</u>することができるのは、以下に掲げる場合とします。候補者の選定に当たっては公募を行った場合と同様の審査を行う（緊急の場合を除く。）など、事業効果や公募を行わない理由について十分な説明に努めることとします。</p> <p><u>ただし、すでに審査を経て指定されている指定管理者を、複数の施設を一体的に管理することが事業効果が高いなどの理由により、一定期間に限り暫定的なものとして公募によらず指定管理者として選定する場合には、指定管理者審査委員会の手続きを経ずに選定できるものとします。この場合において暫定的な期間が終了したときには、公募の原則に従い、次期指定管理者を選定するものとします。</u></p>	<p>2 公募による選定の特定</p> <p>指定管理者を公募を行わずに<u>指定</u>することができるのは、以下に掲げる場合<u>のみ</u>とします。候補者の選定に当たっては公募を行った場合と同様の審査を行う（緊急の場合を除く。）など、事業効果や公募を行わない理由について十分な説明に努めることとします。</p>
<p>【公募を行わず指定管理者を<u>選定</u>できる場合】</p> <p>①地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる施設</p> <p>②候補者の選定ができない状態において、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるとき</p> <p><u>③一の指定管理者が併せて複数の公の施設の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であって、当該複数の公の施設のいずれかについて現に指定管理者に管理を行わせているとき、一の指定管理者に管理を行わせることができるまでの間に限り、当該現に管理を行わせている指定管理者を当該複数の公の施設の指定管理者として選定するとき</u></p>	<p>【公募を行わず指定管理者を<u>指定</u>できる場合】</p> <p>①地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる施設</p> <p>②候補者の選定ができない状態において、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるとき</p> <p><u>③同一の指定管理者に併せて管理を行わせようとする施設の指定期間の終期をそろえるため、3年未満の期間※かつ1回に限り現指定管理者を引き続き指定するとき</u></p> <p><u>(※) 3年以上となる場合は、原則として公募するものとします。</u></p>
<p>3 公募の方法及び期間 (略)</p>	<p>3 公募の方法及び期間 (略)</p>

4 申請資格 (略)	4 申請資格 (略)
5 指定管理者の業務の内容 (略)	5 指定管理者の業務の内容 (略)
6 指定期間 (略)	6 指定期間 (略)
7 指定期間終了後の取り扱い (略)	7 指定期間終了後の取り扱い (略)
8 管理経費に関する事項 (略)	8 管理経費に関する事項 (略)

IV 審査及び選定	IV 審査及び選定
1 審査組織 (略)	1 審査組織 (略)
2 審査基準 (略)	2 審査基準 (略)
3 審査及び選定の方法 (略)	3 審査及び選定の方法 (略)
4 審査における透明性の確保 (略)	4 審査における透明性の確保 (略)
【指定管理者の選定手順】 (略)	【指定管理者の選定手順】 (略)

V 管理運営の実施等	V 管理運営の実施等
1 協定の締結等 (略)	1 協定の締結等 (略)
2 緊急の場合の管理運営体制 (略)	2 緊急の場合の管理運営体制 (略)
3 モニタリング（監視・測定・評価） (略)	3 モニタリング（監視・測定・評価） (略)
4 指定管理者制度導入の成果等の還元及び公表 (略)	4 指定管理者制度導入の成果等の還元及び公表 (略)
<u>5 次期指定管理者への引き継ぎ</u> <u>指定管理者が変更となる場合においては、市が旧指定管理者の協力のもと引き継ぎのチェックリスト等を作成し、引き継ぎの確実な履行を担保することとします。</u>	
VI 本方針の見直し	VI 本方針の見直し
(略)	(略)

【参考資料】

公募を行わず指定管理者を選定できる場合③について（模式図）

「一の指定管理者が併せて複数の公の施設の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であって、当該複数の公の施設のいずれかについて現に指定管理者に管理を行わせているとき、一の指定管理者に管理を行わせることができるまでの間に限り、現に管理を行わせている指定管理者を当該複数の公の施設の指定管理者として選定するとき」について、具体的な事例を模式図で示す。

